

## 特定生産緑地の指定に向けた取組状況について

生産緑地法の改正により創設された「特定生産緑地」の指定に向けた取組状況は以下のとおり。

### ○申出基準日<sup>※</sup>到来のお知らせ

<sup>※</sup> 生産緑地の都市計画決定告示の日から起算して30年を経過する日

対象：令和4年度及び令和5年度に申出基準日を迎える生産緑地の所有者等

方法：郵送（177通）

発送日：平成31年3月20日

### ○特定生産緑地指定についての意向確認

方法：上記「申出基準日到来のお知らせ」に同封

意向確認結果：回収141通，回収率79.7%（令和元年7月末現在）

生産緑地全部を指定するつもり	生産緑地の一部を指定するつもり	指定するつもりはない	わからない	その他
107通 (75.9%)	7通 (5.0%)	6通 (4.2%)	21通 (14.9%)	0通 (0%)

### ○特定生産緑地の指定手続きの説明会の開催

日 時	会 場	参加者
6月25日(火)午後7時～	東京みどり農協	63名
6月30日(日)午後2時～	市役所市民ホール	74名

### ○特定生産緑地の申請受付

・令和元年7月16日(火)～9月30日(月)

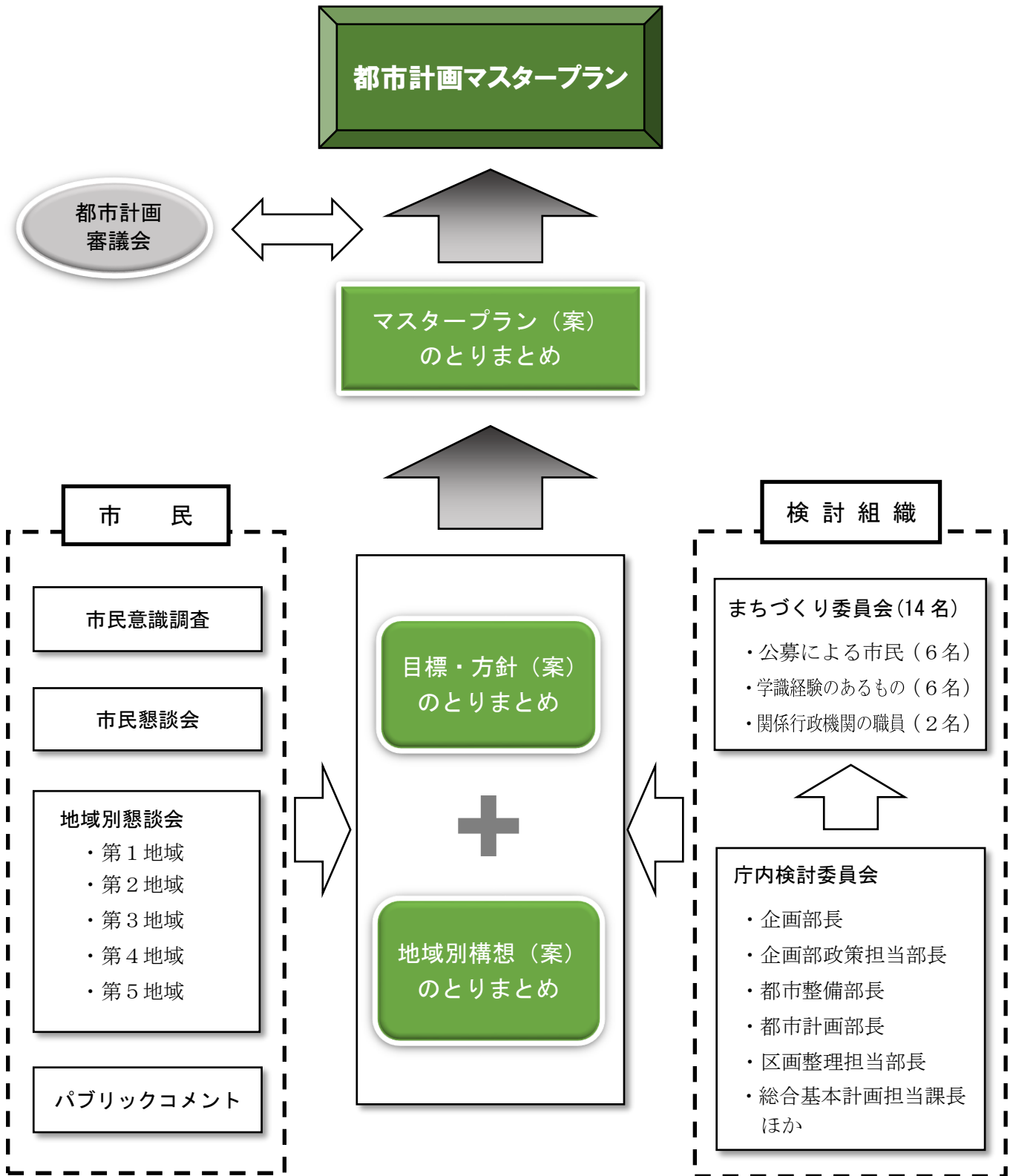
### ○今後のスケジュール

- ・都市計画審議会への付議 令和元年12月
- ・特定生産緑地指定告示及び農地等利害関係人への通知 令和4年1月<sup>※</sup>

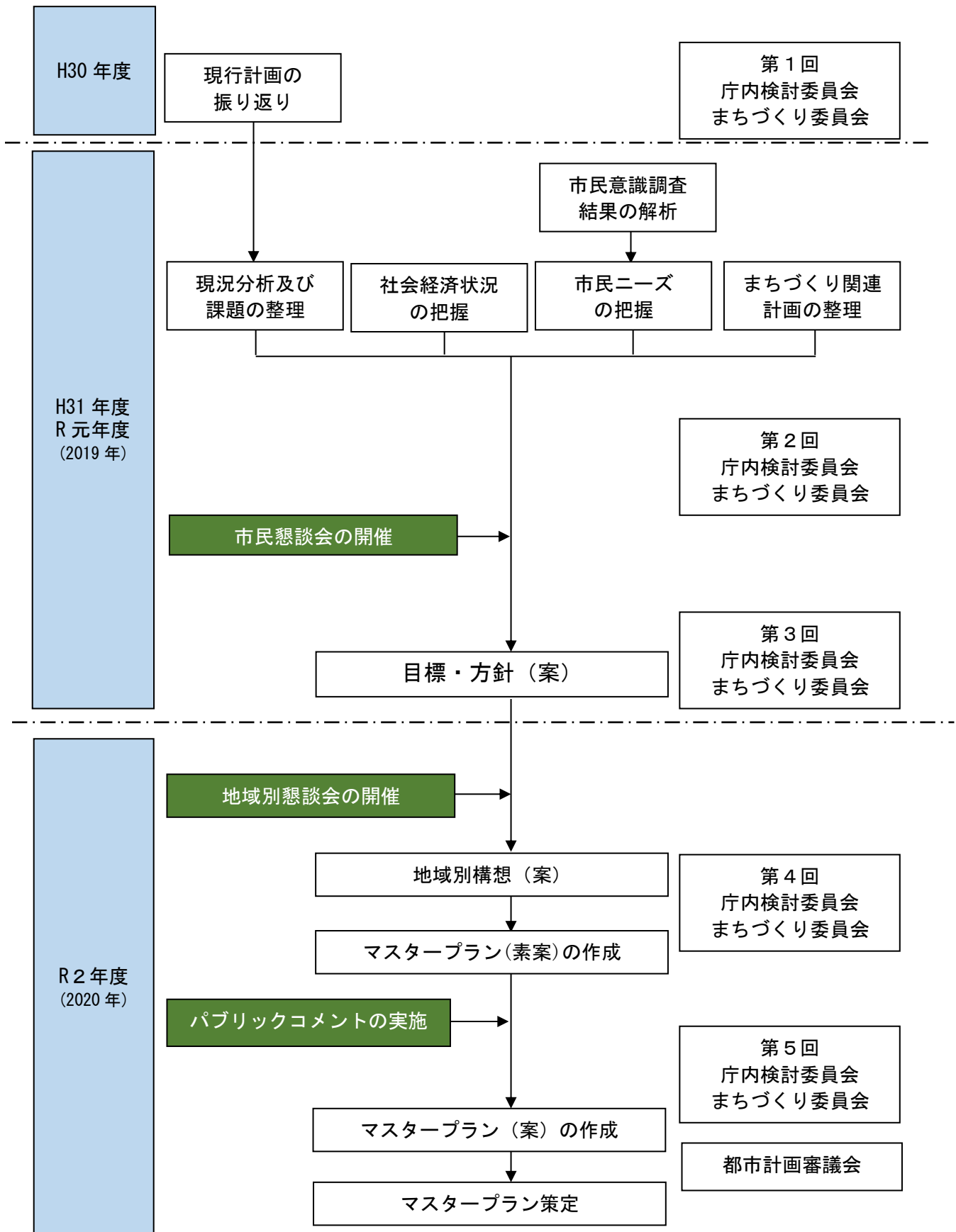
<sup>※</sup> 令和4年度に都市計画決定告示から30年が経過する生産緑地のみ

## 次期都市計画マスタープランの策定について

### 1. 策定の体制



## 2. 策定の流れ



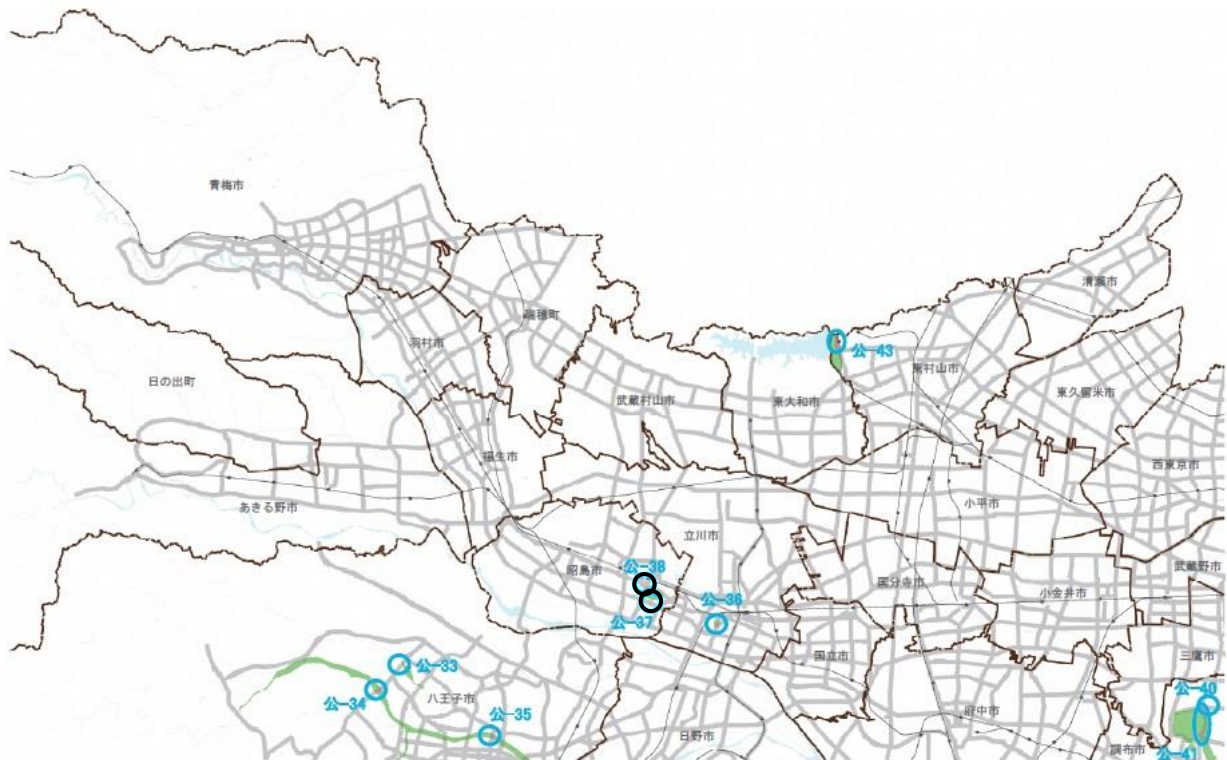
東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）について

○東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）

（添付「都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）概要版」参照）

○昭島市域内における今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所

No.	公園名	路線名	所在区市町	重複箇所における都市計画公園等の開園状況
公-37	昭和公園	昭島3・4・1号線	昭島市	開園
公-38	昭和公園	昭島3・5・12号線	昭島市	開園



「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図（多摩地域北部）

○パブリックコメント

令和元年7月12日～8月12日

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」は、パブリックコメントの意見等を踏まえ、令和元年中を目途に策定予定。